

稚内信用金庫は デビットカードサービス (J-Debit)における キャッシュレス・消費者還元事業に参画 しています



【実施期間】

2019年10月1日(火)～2020年6月30日(火)

稚内信用金庫(北海道稚内市中央3丁目9番6号、理事長:増田 雅俊)は、デビットカードサービス(J-Debit)におけるキャッシュレス・消費者還元事業者のA型決済事業者※1として登録が完了しました。

つきましては、対象のJ-Debit加盟店※2で当金庫のデビットカードを利用して決済をされたお客様に5%の還元を実施いたします(一部フランチャイズ店舗は2%の還元となります)。

※1 消費者還元を実施する事業者を指します。

※2 本事業対象外の店舗、お取引があります。ご利用時に店舗でご確認ください。



デビットカードサービス (J-Debit)における キャッシュレス・消費者還元について

<1. 対象となる決済サービスについて>

○対象サービスおよび入手方法
個人の普通預金(総合口座普通預金を含む)等のキャッシュカードに付帯しております「J-Debit」となります。

※本決済サービス(J-Debit)の利用にあたっては、入会費用・年会費は無料です。

○対応している券面
当金庫で発行しているキャッシュカードとなります。

<2. 消費者還元の方法について>

①還元のタイミング

1ヵ月毎にポイント相当額をとりまとめ、お取引のあった月の翌々月中までに還元いたします。

(例)10月にJ-Debitを利用され、引落しが完了した場合、12月中には還元いたします。

②還元の手法および還元先

利用金額に応じたポイント(ポイントの詳細については3.をご確認ください)をお客様に付与し、当該ポイント相当額をお客様の口座へ入金することとします。

③還元の上限額

月に15,000円を上限とします。

④還元に係るその他の制約

「キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定」第4条1項に掲げる不当な取引ではないことおよびポイント還元時点で当金庫に口座が存在することが必要です。

⑤還元の確認方法

通帳摘要欄に本事業のポイント還元による入金であることを以下のとおり明示します。

明示方法(10月に該当取引を行った場合の例):振込依頼人名として「JD10ガツシヨウヒシヤカンゲンジギョウ」とします。

<3. 付与されるポイントについて>

①有効期限

J-Debitの取引日から口座への入金実施までとなっております。

②交換の可否

他のポイントへの交換はできません。還元時に1ポイントを1円として自動的に交換します。

③今後の決済利用が見込めなくなった際のポイント等の取扱い
ポイント還元時に当金庫の口座を解約している場合(口座はあってもJ-Debitは退会されている場合も含む)にはポイント還元を実施しませんので、取扱いには十分ご注意ください。

キャッシュレス・消費者還元制度について

2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9ヵ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。詳しくは運営主体であるキャッシュレス・消費者還元事業費補助金事務局の[ホームページ](#)をご確認ください。

デビットカード取引規定【特則】

平成31年度政府予算に基づいて施行された「キャッシュレス・消費者還元事業」に基づき、当信用金庫が、キャッシュレス決済事業者として、「デビットカード取引規定」に定義される「デビットカード取引」を行う利用者(一般消費者に限ります。)に対して消費者還元を実施する場合には、「デビットカード取引規定」の特則として、「キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定」が適用されます。



お問い合わせはこちらへ

稚内信用金庫 業務推進部

TEL:0162-23-5131

【受付時間】9:00から17:00まで(土日祝日除く)

または

キャッシュレス・消費者還元事業

消費者向け窓口

(キャッシュレス・消費者還元事業費補助金事務局運営)

TEL:0120-010975

【受付時間】10:00から18:00まで(土日祝日除く)

キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定

1. (適用範囲)

- (1) 本規定は、当金庫（以下、「キャッシュレス決済事業者」といいます。）の「デビットカード取引規定」（以下「取引規定」といいます。）に定義される「デビットカード取引」（以下「デビットカード取引」といいます。）を行う利用者（以下「利用者」といいます。）に対して、取引規定の特則として、キャッシュレス決済事業者が提供する消費者還元（次条に定義します。）について適用されるものとします。
- (2) 利用者が、キャッシュレス決済事業者との間で消費者還元（次条に定義します。）の対象となるデビットカード取引を行った場合には、当該利用者は本規定に同意したものとみなされます。
- (3) 取引規定において定義された用語は、本規定に別段の定めのない限り、本規定においても同様の意味に用いられるものとします。

2. (消費者還元の定義)

本規定において「消費者還元」とは、平成 31 年度政府予算に基づき施行された「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下「還元事業」といいます。）に基づき、キャッシュレス決済事業者が、還元事業における間接補助事業者として、利用者がデビットカード取引を用いて加盟店（還元事業の対象となるものに限り、以下同じとします。）で売買取引債務の支払いを行った場合に、当該支払金額に、経済産業省から採択された還元事業の執行団体（以下「補助金事務局」といいます。）が定める還元料率（以下「還元料率」という。）を乗じた金額に相当するポイント（1 ポイント 1 円で換算するものとします。以下同じとします。）を付与することにより利用者に提供される還元をいいます。ただし、一つの登録預金口座に対して付与されるポイントの総数は、キャッシュレス決済事業者が公表する金額相当を上限とします。

3. (消費者還元の方法)

- (1) 利用者が行ったデビットカード取引が還元事業に基づく消費者還元の対象となる取引に該当する場合には、キャッシュレス決済事業者は、次項以下に定める方法により、消費者還元を実施するものとします。
- (2) キャッシュレス決済事業者は、デビットカード取引による売買取引債務の支払金額に還元料率を乗じた金額に相当するポイントを利用者に付与するものとし、当該消費者還元の対象となったデビットカード取引の利用金額をキャッシュレス決済事業者における利用者の口座から引き落とす際に、当該利用金額と当該ポイント相当額とを対当額にて相殺するものとします。

- (3) 前項にかかわらず、利用者は、消費者還元の対象となったデビットカード取引の利用金額が前項に定めるポイントの付与に先立って利用者の口座から引き落とされる結果、当該ポイント相当額について超過引落しが生じることがあることにあらかじめ同意するものとします。
- (4) 前項の超過引落しが生じた場合、キャッシュレス決済事業者は、当該超過引落しに係る金額を、当該引落しが行われた日の属する月の末日から2か月以内に、利用者の口座に振り込む方法により利用者に返金するものとします。ただし、当該返金については利息を付さないものとします。
- (5) キャッシュレス決済事業者は、還元事業の対象となるデビットカード取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった場合には、当該取引に係るポイントの付与を取り消すものとし、前二項に基づく返金を行わないものとします。前二項に基づく返金が既に行われている場合には、キャッシュレス決済事業者は、利用者に対して、取り消されたポイントに相当する金額の返還を求めることができ、利用者の預金口座から当該ポイントに相当する金額を引き落とすことにより、当該返還に充てることのできるものとします。
- (6) キャッシュレス決済事業者は、利用者へ付与されたポイントの残高および明細について、利用者からの照会に応じる義務を負わないものとします。

4. (不当な取引)

- (1) 利用者は、キャッシュレス決済事業者が提供する消費者還元について、以下に掲げる取引（以下「不当な取引」といいます。）を行ってはならず、不当な取引の可能性を認識した場合は直ちにその旨をキャッシュレス決済事業者へ通知するものとします。利用者が不当な取引を行おうとした場合、キャッシュレス決済事業者は消費者還元の提供を拒むことができるものとします。
 - ① 他人のデビットカードを用いてデビットカード取引を行った結果として、自己または他者が消費者還元に基づく利益を得ること
 - ② 架空の売買等、客観的事実を照らして取引の実態がないにもかかわらず、当該取引を根拠として消費者還元に基づく利益を得、または他者に得させること
 - ③ 商品または権利の売買もしくは役務の授受を目的とせず、消費者還元を受けることのみを目的として、デビットカード取引を行い、消費者還元に基づく利益を得、または他者に得させること
 - ④ 還元事業の対象でない取引を対象であるかのように取扱い、消費者還元に基づく利益を得、または他者に得させること
 - ⑤ 還元事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは還元事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、消費者還元に基づく利益を得、または他者に得させること

⑥ 還元事業の対象でない加盟店が、還元事業の対象である加盟店であると装っていることを知りながら、利用者が消費者還元に基づく利益を得、または還元事業に定める加盟店手数料補助に基づく利益を得させること

⑦ その他還元事業を悪用していると補助金事務局が判断する取引

(2) キャッシュレス決済事業者は、利用者が不当な取引を行ったと判断した場合、当該利用者に対し、不当な取引に係る消費者還元に相当する金額（以下「不正還元金額」といいます。）をキャッシュレス決済事業者が指定する方法により直ちに返還するよう請求することができるものとし、利用者はこれに従うものとし、

(3) キャッシュレス決済事業者は、利用者がキャッシュレス決済事業者に有する預金口座から不正還元金額を引き落とし、当該引落としに係る金額を不正還元金額の返還に充てることができるものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとし、

5. (停止・解約等)

(1) キャッシュレス決済事業者は、利用者が不当な取引を行った場合には、当該利用者による今後のデビットカード取引および消費者還元の利用を停止し、デビットカード取引に係る一切の契約（キャッシュレス決済事業者との預金契約を含みます。）を直ちに解約することができるものとし、

(2) 利用者が不当な取引を行ったことにより、キャッシュレス決済事業者または補助金事務局その他第三者に損失が生じた場合には、利用者は、当該損失額に相当する金額を賠償するものとし、なお、当該損失額に相当する金額の賠償については、前条第3項の規定を準用するものとし、

6. (情報連携)

キャッシュレス決済事業者は、利用者が不当な取引を行った場合には当該利用者の氏名、生年月日、電話番号、住所、決済手段に付与された番号または記号、口座情報、不当な取引を行った事実その他の利用者を特定するために必要な情報を他のキャッシュレス決済事業者、加盟店信用金庫、直接加盟店、加盟店、機構および補助金事務局ならびにそれらの委託先に共有することができるものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとし、

7. (調査等への協力)

利用者が行ったデビットカード取引に関し、キャッシュレス決済事業者、加盟店信用金庫、直接加盟店、加盟店、機構もしくは補助金事務局またはそれらの委託先が、不当な取引の検知のために調査等を実施する場合には、利用者は、調査等を実施する者からの求めに応じて、当該調査等に協力するものとし、

8. (本規定の改定)

- (1) キャッシュレス決済事業者は、キャッシュレス決済事業者のウェブサイトへの掲載その他相当な方法で告知することにより、本規定を改定することができるものとします。
- (2) 改定後の本規定は、前項の告知に記載された適用開始日から適用されるものとします。

附 則

制 定 2019年10月1日